

## 事前評価調書

I 事業概要						
事業名	農業農村整備事業（地盤沈下対策事業）					
地区名	日光川土吐川分水地区					
事業箇所	あま市					
事業のあらまし	<p>本地区は、あま市の北部で、受益面積 30ha の区域である。区域の東部を県道須成七宝稻沢線が縦断しており、交通網が整備された区域である。このため、都市との結びつきが高く、都市近郊型近代農業の先進的役割を果たしている地域である。</p> <p>しかしながら、地盤沈下の影響および経年劣化に起因する用水路の機能低下によって既存の用水路施設では通水能力の不足が生じている。その結果、用水状況が悪化し、農作物等に年々作物生産被害が顕在化してきている。</p> <p>この被害を軽減するため、地盤沈下対策事業で用水路の更新を実施して、農業経営の合理化と民生の安定を図る。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>地盤沈下により機能低下した農業用水路を改修整備し、用水機能を従前の状態に回復することにより、農業経営の合理化と民生の安定化を図る。</p>					
事業費	事業費		内訳			
	2.7 億円		■工事費 2.4 億円、■用補費 0.0 億円、■その他 0.3 億円			
事業期間	採択予定年度	平成 28 年度	着工予定年度	平成 29 年度	完成予定年度	平成 31 年度
事業内容	用水路工 1,340m					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	本地区は、昭和 37 年頃から地盤沈下が急激に進行し、沈下量の最大値が 100cm におよんでいる。このため、不等沈下による通水能力の減少や、管破裂による漏水事故が起きており、用水路の機能復旧が急務である。そこで、用水路の更新を行い、機能復旧して農業経営の合理化と民生の安定化を図る。				
	判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>農業用水の安定供給を行うことにより、農業経営の合理化と民生の安定化を図ることができる。</p>			

②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td colspan="4">←→</td> </tr> <tr> <td>工事 ・排水路工</td> <td></td> <td colspan="4">←→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td colspan="5">2.7</td> </tr> </tbody> </table>							H28	H29	H30	H31	H32	工種 区分	調査・設計	←→					用地補償		←→				工事 ・排水路工		←→										事業費(億円)		2.7				
			H28	H29	H30	H31	H32																																						
	工種 区分	調査・設計	←→																																										
		用地補償		←→																																									
工事 ・排水路工			←→																																										
事業費(億円)		2.7																																											
2) 地元の合意形成	本地区は土地改良法に基づく申請事業であり、地元の合意形成は図られている。既存施設の老朽化や、近年の局地的な豪雨の頻発などから、早期着手が望まれている。																																												
判定	A	A : 事業計画の実効性が期待できる。 B : 事業計画の実効性が期待できない。																																											
	【理由】	事業計画に無理が無く地元の合意形成も図られており、計画の実効性が期待できる。																																											
III 対応方針																																													
事業実施が 妥当である。	事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。																																												
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																																													
<input checked="" type="checkbox"/> 対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 事業完成後5年間で実際に用水量不足による収量の減少が生じていないかを確認する。																																													